

## 拳ノ川診療所の常勤医師確保へ 関係の条例の改正と補正予算計上

拳ノ川診療所は、常勤医師の不在が続いていたが、この度、打診中の医師の内諾を受け、医師確保への環境整備を図るため、関係条例の一部改正と補正予算が提出された。

**黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**

黒潮町の職員は、すべて60歳を定年としているが、拳ノ川診療所に勤務する医師の定年は、医師確保の観点から70歳とするもの。

可決（全員）

**黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例**

拳ノ川診療所に勤務する医師の給料月額を改正、調整額および地域手当を加えて、引き上げを行うもの。



拳ノ川診療所

この要因は、勤務日数が週4日から5日への拡大と、関係各機関ならびに近隣の先生方より、へき地とされる地域での医師確保の難しさを考慮すれば給与の引き上げも必要とのアドバイスや、へき地とされる市町村の実態も参考として引き上げを行うもの。

可決（全員）

平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算

450万円を追加し、歳入歳出総額を8092万円とするもの。

内容は、超音波画像診断装置、通称エコーの購入経費。この装置は、へき地診療を行う上で、より鮮明な画像で、より正確な診断を行うために必要な医療機器として設置をするもの。

可決（全員）

## 平成27年度国保会計 2億円余りの 繰上充用を

〔専決処分の承認〕

平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算

国民健康保険事業特別会計は、平成26年度決算見込みで、歳入が歳出に対し約2億1840万円の不足が生じることから、平成27年度予算からの繰上充用を行うこととし、専決処分を行なったので、議会に報告すると共に承認を求め

可決（全員）

黒潮町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行日から施行されることから、黒潮町税条例の一部を改正するもの。

可決（多数）

Q 宮地 葉子議員

今回の改正は、マイナンバー制度に伴うものなのか。

また、年金でも125万円の個人情報が流出し、国では大きな問題になっているが、セキユリティー問題についての町の考えは。

加えて今改正は、納税者にとって特別な変更はないか。

A 川村 税務課長

マイナンバー制度の施行で10月から番号の交付が始まることにより、この条例では、納税者は個人の番号や法人番

号の記入欄にその番号を入れて申請することとなる。

セキユリティーは大きな問題で、当然考えなければならぬ。

また、納税の方法は今までと変わらないが、窓口で番号の提示を求められることになってくると思う。



川村 税務課長

## 討論

反対 森 治史議員

今回、個人番号制度が導入されてくる。納税だけの限定になっているが、いずれこれにはとどまらず、預金、医療機関の経歴等までになっていると思う。そうした時、今、問題になっている年金機構の120何万円の個人情報流出の大きな問題がまだ検証され